

岩手県告示第 273 号

平成 19 年 3 月 15 日県議会の議決を経た平成 19 年度岩手県一般会計予算、平成 19 年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計予算、平成 19 年度岩手県農業改良資金特別会計予算、平成 19 年度岩手県県有林事業特別会計予算、平成 19 年度岩手県林業改善資金特別会計予算、平成 19 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算、平成 19 年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算、平成 19 年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算、平成 19 年度岩手県証紙収入整理特別会計予算、平成 19 年度岩手県流域下水道事業特別会計予算、平成 19 年度岩手県港湾整備事業特別会計予算、平成 19 年度岩手県立病院等事業会計予算、平成 19 年度岩手県電気事業会計予算及び平成 19 年度岩手県工業用水道事業会計予算の要領は、次のとおりである。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

平成 19 年度岩手県一般会計予算

平成 19 年度岩手県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 696,533,767 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 129,424,000
	1 県 民 税	39,774,000
	2 事 業 税	30,325,000
	3 地 方 消 費 税	12,077,000
	4 不 動 産 取 得 税	3,174,000
	5 県 た ば こ 税	2,693,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	372,000
	7 自 動 車 税	19,936,000
	8 鉦 区 税	18,000
	9 自 動 車 取 得 税	3,869,000
	10 軽 油 引 取 税	17,041,000
	11 狩 猟 税	54,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	90,000
13 旧 法 に よ る 税	1,000	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		26,405,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	26,405,000

3 地 方 讓 与 税		4,481,206
	1 地 方 道 路 讓 与 税	4,154,653
	2 石 油 ガ ス 讓 与 税	309,982
	3 航 空 機 燃 料 讓 与 税	16,571
4 地 方 特 例 交 付 金		699,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	649,000
	2 特 別 交 付 金	50,000
5 地 方 交 付 税		236,164,175
	1 地 方 交 付 税	236,164,175
6 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金		635,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金	635,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,138,130
	1 分 担 金	857,026
	2 負 担 金	3,281,104
8 使 用 料 及 び 手 数 料		8,938,809
	1 使 用 料	6,557,453
	2 手 数 料	2,381,356
9 国 庫 支 出 金		79,390,364
	1 国 庫 負 担 金	34,694,719

	2 国 庫 補 助 金	42,676,282
	3 委 託 金	2,019,363
10 財 産 収 入		1,252,030
	1 財 産 運 用 収 入	519,304
	2 財 産 売 払 収 入	732,726
11 寄 附 金		20,000
	1 寄 附 金	20,000
12 繰 入 金		20,543,810
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,697,790
	2 基 金 繰 入 金	18,846,020
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		69,115,242
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料 等	256,981
	2 預 金 利 子	50,898
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	13,461,000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	45,592,726
	5 受 託 事 業 収 入	887,365
	6 収 益 事 業 収 入	3,600,628

	7 利 子 割 精 算 金 収 入	4,680
	8 雑 入	5,260,964
15 県	債	115,327,000
	1 県 債	115,327,000
歳 入	合 計	696,533,767

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,369,381
	1 議 会 費	1,369,381
2 総 務 費		30,974,407
	1 総 務 管 理 費	10,868,991
	2 企 画 費	886,130
	3 地 域 振 興 費	10,280,221
	4 徴 税 費	5,648,897
	5 選 挙 費	1,842,516
	6 防 災 費	602,142
	7 統 計 調 査 費	448,971
	8 人 事 委 員 会 費	176,480
9 監 査 委 員 費	220,059	
3 民 生 費		55,487,663
	1 社 会 福 祉 費	36,314,935
	2 県 民 生 活 費	461,353
	3 児 童 福 祉 費	13,927,400
	4 生 活 保 護 費	4,767,643

	5 災 害 救 助 費	16,332
4 衛 生 費		24,915,446
	1 公 衆 衛 生 費	13,160,473
	2 環 境 衛 生 費	7,907,309
	3 保 健 所 費	1,495,318
	4 医 藥 費	2,352,346
5 勞 働 費		2,273,963
	1 勞 政 費	456,274
	2 職 業 訓 練 費	1,685,196
	3 勞 働 委 員 会 費	132,493
6 農 林 水 産 業 費		62,353,747
	1 農 業 費	14,347,238
	2 畜 産 業 費	3,381,583
	3 農 地 費	22,926,364
	4 林 業 費	13,869,987
	5 水 産 業 費	7,828,575
7 商 工 費		46,590,509
	1 商 工 業 費	46,281,596
	2 観 光 費	308,913

8 土 木 費		64,333,119
	1 土 木 管 理 費	7,952,084
	2 道 路 橋 り よ う 費	33,142,739
	3 河 川 海 岸 費	14,942,737
	4 港 湾 費	2,424,684
	5 都 市 計 画 費	4,725,557
	6 住 宅 費	1,145,318
9 警 察 費		29,598,176
	1 警 察 管 理 費	27,221,210
	2 警 察 活 動 費	2,376,966
10 教 育 費		157,978,296
	1 教 育 総 務 費	15,601,011
	2 小 学 校 費	52,389,017
	3 中 学 校 費	29,728,651
	4 高 等 学 校 費	36,286,658
	5 特 別 支 援 学 校 費	10,139,983
	6 社 会 教 育 費	2,706,529
	7 保 健 体 育 費	1,365,914
	8 大 学 費	4,466,318

	9 私立学校費	5,294,215
11 災害復旧費		8,451,120
	1 農林水産施設災害復旧費	2,627,508
	2 土木施設災害復旧費	5,793,612
	3 教育施設災害復旧費	30,000
12 公債費		151,558,069
	1 公債費	151,558,069
13 諸支出金		60,349,871
	1 公営企業貸付金	13,300,000
	2 公営企業出資金	113,343
	3 公営企業負担金	18,201,556
	4 地方消費税清算金	11,924,479
	5 利子割交付金	285,873
	6 配当割交付金	290,452
	7 株式等譲渡所得割交付金	131,671
	8 地方消費税交付金	13,263,764
	9 ゴルフ場利用税交付金	265,031
	10 特別地方消費税交付金	500
11 自動車取得税交付金	2,572,875	

	12 利 子 割 精 算 金	327
14 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出	合 計	696,533,767

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 日本政策投資銀行が財団法人クリーンいわて事業団に融通した資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	平成19年度から平成34年度まで	融資総額652,000千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内
2 市中金融機関が財団法人クリーンいわて事業団に融通した資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	平成19年度から平成34年度まで	融資総額110,000千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内
3 岩手県信用保証協会が行う創造的中小企業支援資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成19年度から平成30年度まで	損失補償総額2,100千円を限度とし、元本の10パーセントに相当する額以内
4 岩手県信用保証協会が行う中小企業再生支援に係る融資についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成19年度から平成35年度まで	損失補償総額100,000千円を限度とし、中小企業金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては、元本の10パーセント、普通保険を付した場合にあっては、元本の15パーセントに相当する額以内
5 岩手県信用保証協会が行う県北・沿岸地域中小企業振興特別資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成19年度から平成35年度まで	損失補償総額12,250千円を限度とし、中小企業金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては、元本の10パーセント、普通保険を付した場合にあっては、元本の15パーセントに相当する額以内
6 財団法人いわて産業振興センターが貸与した設備に係る被貸与者からの償還金の納入がない場合の不足額の損失補償	平成19年度から平成27年度まで	570,400千円
7 岩手県火災共済協同組合が行う火災共済契約の履行に関する損失補償	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	800,000千円
8 社団法人全国農地保有合理化協会が社団法人岩手県農業公社に融通した資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	平成19年度から平成29年度まで	融資総額530,000千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内

9	市中金融機関が社団法人岩手県農業公社に融通した長期保有地の保有資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	平成19年度から平成23年度まで	融資総額45,507千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内
10	岩手県漁業信用基金協会が行う定置網復旧支援資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成19年度から平成30年度まで	損失補償総額19,590千円を限度とし、元本の30パーセントに相当する額以内
11	農業近代化資金の融通に伴う利子補給	平成19年度から平成39年度まで	融資総額1,190,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
12	中山間地域活性化資金の融通に伴う利子補給	平成19年度から平成44年度まで	融資総額4,000千円を限度とし、年1.7パーセント以内の割合で計算した額
13	農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給	平成19年度から平成34年度まで	融資総額68,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
14	土地改良負担金償還平準化事業による資金の融通に伴う利子補給補助	平成19年度から平成30年度まで	融資総額724,330千円を限度とし、年1.625パーセント以内の割合で計算した額
15	水産加工経営改善促進資金の融通に伴う利子補給	平成19年度から平成22年度まで	融資総額24,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
16	定置網復旧支援資金の融通に伴う利子補給	平成19年度から平成29年度まで	融資総額1,306,000千円を限度とし、年1パーセント以内（平成24年度までは、年1.34パーセント以内）の割合で計算した額
17	漁業近代化資金の融通に伴う利子補給	平成19年度から平成40年度まで	融資総額593,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
18	漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給	平成19年度から平成34年度まで	融資総額25,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
19	かんがい排水事業	平成19年度から平成20年度まで	100,000千円

20	畑地帯総合整備事業	平成19年度から平成20年度まで	140,000千円
21	地域水田農業支援排水対策特別事業	平成19年度から平成20年度まで	8,000千円
22	経営体育成基盤整備事業	平成19年度から平成20年度まで	1,340,000千円
23	中山間地域総合整備事業	平成19年度から平成20年度まで	170,000千円
24	基幹水利施設補修事業	平成19年度から平成20年度まで	25,000千円
25	湛水防除事業	平成19年度から平成20年度まで	10,000千円
26	ため池等整備事業	平成19年度から平成20年度まで	37,000千円
27	農道整備事業	平成19年度から平成20年度まで	70,000千円
28	農免農道整備事業	平成19年度から平成20年度まで	20,000千円
29	地域振興支援道路ネットワーク整備事業（農道）	平成19年度から平成20年度まで	10,000千円
30	海岸高潮対策事業（農地）	平成19年度から平成23年度まで	1,030,000千円
31	道路改築事業	平成19年度から平成20年度まで	1,000,000千円
32	緊急地方道路整備事業	平成19年度から平成20年度まで	250,000千円
33	地方特定道路整備事業	平成19年度から平成20年度まで	140,000千円
34	三陸高潮対策事業	平成19年度から平成21年度まで	620,000千円
35	総合流域防災事業（河川）	平成19年度から平成20年度まで	200,000千円
36	築川ダム建設事業	平成19年度から平成22年度まで	3,155,000千円

37	遠野第2ダム建設事業	平成19年度から平成22年度まで	1,700,000千円
38	機動隊庁舎整備事業	平成19年度から平成20年度まで	153,000千円
39	校舎建設事業	平成19年度から平成22年度まで	5,437,000千円
40	校地整備事業	平成19年度から平成20年度まで	142,000千円
41	特別支援学校施設整備	平成19年度から平成20年度まで	533,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域総合整備資金貸付金	千円 174,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
エコパーク平庭高原（仮称）整備	461,000	同上	同上	同上
障害者支援施設整備	23,000	同上	同上	同上
老人福祉施設整備	763,000	同上	同上	同上
児童福祉施設整備	8,000	同上	同上	同上
療育センター設備整備	49,000	同上	同上	同上
松山荘施設整備	44,000	同上	同上	同上
災害援護資金貸付金	3,000	同上	同上	同上
産業廃棄物処理モデル事業推進	304,000	同上	同上	同上
県境不法投棄現場環境再生事業	1,021,000	同上	同上	同上
国定公園等施設整備事業	16,000	同上	同上	同上
自然公園施設整備事業	36,000	同上	同上	同上
土地改良事業	3,878,000	同上	同上	同上
農地防災事業	366,000	同上	同上	同上
林道事業	1,653,000	同上	同上	同上

治 山 事 業	616,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
漁 港 漁 場 整 備 事 業	1,327,000	同	上	同
空 港 整 備	768,000	同	上	同
道 路 交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	960,000	同	上	同
道 路 維 持 修 繕	1,090,000	同	上	同
道 路 新 設 改 良 事 業	14,792,000	同	上	同
電 線 共 同 溝 整 備 事 業	170,000	同	上	同
橋 り よ う 新 設 改 良 事 業	377,000	同	上	同
河 川 改 良 事 業	2,071,000	同	上	同
砂 防 事 業	891,000	同	上	同
海 岸 保 全 事 業	167,000	同	上	同
河 川 総 合 開 発 事 業	4,095,000	同	上	同
港 灣 建 設 事 業	1,402,000	同	上	同
広 域 公 園 整 備 事 業	37,000	同	上	同
街 路 事 業	1,405,000	同	上	同
過 疎 地 域 公 共 下 水 道 整 備 代 行 事 業	49,000	同	上	同
公 営 住 宅 建 設 事 業	211,000	同	上	同

警察施設整備事業	224,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	273,000	同	上	同	上	同	上
高等学校校舎等建設事業	3,327,000	同	上	同	上	同	上
特別支援学校整備事業	8,000	同	上	同	上	同	上
農地等災害復旧事業	18,000	同	上	同	上	同	上
海岸保全施設災害復旧事業	9,000	同	上	同	上	同	上
林道災害復旧事業	2,000	同	上	同	上	同	上
治山災害復旧事業	147,000	同	上	同	上	同	上
漁業用施設災害復旧事業	5,000	同	上	同	上	同	上
漁港災害復旧事業	96,000	同	上	同	上	同	上
河川等災害復旧事業	1,791,000	同	上	同	上	同	上
港湾災害復旧事業	74,000	同	上	同	上	同	上
学校施設災害復旧事業	7,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	22,809,000	同	上	同	上	同	上
退職手当債	6,000,000	同	上	同	上	同	上
計	74,017,000						

平成 19 年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成 19 年度岩手県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 410,217 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 14,112
	1 一般会計繰入金	14,112
2 繰越金		119,292
	1 繰越金	119,292
3 諸収入		272,637
	1 貸付金元利収入	268,569
	2 預金利子	1
	3 雑入	4,067
4 県債		4,176
	1 県債	4,176
歳入合計		410,217

歳 出

款	項	金 額
1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 費		千円 410,217
	1 貸 付 費	394,967
	2 貸 付 事 務 費	15,250
歳 出 合 計		410,217

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	千円 4,176	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。	無 利 子	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。

平成 19 年度岩手県農業改良資金特別会計予算

平成 19 年度岩手県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 179,437 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 4,135
	1 一般会計繰入金	4,135
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		175,301
	1 貸付金収入	175,300
	2 雑収入	1
歳入合計		179,437

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 費		千円 133,642
	1 貸 付 費	130,000
	2 業 務 費	3,642
2 農 地 保 有 合 理 化 促 進 対 策 資 金 貸 付 費		300
	1 貸 付 費	300
3 就 農 支 援 資 金 貸 付 費		45,495
	1 貸 付 費	45,000
	2 業 務 費	495
歳 出	合 計	179,437

平成 19 年度岩手県県有林事業特別会計予算

平成 19 年度岩手県の県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,257,467 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 239,000
	1 国 庫 補 助 金	239,000
2 財 産 収 入		19
	1 財 産 収 入	19
3 繰 入 金		2,710,532
	1 繰 入 金	2,710,532
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		56,915
	1 諸 収 入	56,915
6 県 債		251,000
	1 県 債	251,000
歳 入 合 計		3,257,467

歳 出

款	項	金 額
1 県 有 林 事 業 費		千円 3,245,282
	1 県 有 林 事 業 費	3,245,282
2 災 害 復 旧 費		12,185
	1 県 有 林 施 設 災 害 復 旧 費	12,185
歳 出 合 計		3,257,467

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
社団法人岩手県林業公社が管理する公営林を県に移管することに伴う債務の承継	平成19年度から平成65年度まで	28,679,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有林事業	千円 251,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる農林漁業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成 19 年度岩手県林業改善資金特別会計予算

平成 19 年度岩手県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 625,907 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 3,232
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,232
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		622,674
	1 貸 付 金 元 利 収 入	622,309
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	364
歳 入 合 計		625,907

歳 出

款	項	金 額
1 林 業 改 善 資 金 貸 付 費		千円 153,598
	1 貸 付 費	150,000
	2 業 務 費	3,598
2 木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金 貸 付 費		470,059
	1 貸 付 費	470,059
3 林 業 就 業 促 進 資 金 貸 付 費		2,250
	1 貸 付 費	2,250
歳 出 合 計		625,907

平成 19 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成 19 年度岩手県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 202,239 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 2,237
	1 一般会計繰入金	2,237
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		200,001
	1 貸付金収入	200,000
	2 雑入	1
歳入合計		202,239

歲 出

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 費		千円 202,239
	1 貸 付 費	200,000
	2 業 務 費	2,239
歲 出 合 計		202,239

平成 19 年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算

平成 19 年度岩手県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,310,461 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 16,484
	1 一般会計繰入金	16,484
2 繰越金		730,103
	1 繰越金	730,103
3 諸収入		1,563,874
	1 貸付金元利収入	1,561,679
	2 預金利子	1,000
	3 雑入	1,195
歳入	合計	2,310,461

歳 出

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金貸付費		千円 2,310,461
	1 貸 付 費	2,294,416
	2 貸 付 事 務 費	16,045
歳 出 合 計		2,310,461

平成 19 年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算

平成 19 年度岩手県の土地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 710,709 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 388,600
	1 財 産 運 用 収 入	312
	2 財 産 売 払 収 入	388,288
2 繰 入 金		108
	1 一 般 会 計 繰 入 金	108
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 県 債		322,000
	1 県 債	322,000
歳 入	合 計	710,709

歲 出

款	項	金 額
1 管 理 事 務 費		千円 313
	1 管 理 事 務 費	313
2 公 債 費		375,494
	1 公 債 費	375,494
3 土 地 取 得 事 業 費		334,902
	1 土 地 取 得 事 業 費	334,902
歲 出 合 計		710,709

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補助事業用地取得事業	千円 322,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成19年度岩手県証紙収入整理特別会計予算

平成19年度岩手県の証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,993,774千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 証 紙 収 入		千円 6,993,773
	1 証 紙 収 入	6,993,773
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	6,993,774

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		千円 6,993,774
	1 一 般 会 計 繰 出 金	6,993,774
歳 出 合 計		6,993,774

平成 19 年度岩手県流域下水道事業特別会計予算

平成 19 年度岩手県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,295,607 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 4,281,740
	1 負担金	4,281,740
2 使用料及び手数料		380
	1 使用料	380
3 国庫支出金		2,646,300
	1 国庫補助金	2,646,300
4 繰入金		1,348,938
	1 一般会計繰入金	1,348,938
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		77,248
	1 雑収入	77,248
7 県債		941,000
	1 県債	941,000
歳 入	合 計	9,295,607

歳 出

款	項	金 額
1 流 域 下 水 道 事 業 費		千円 7,476,994
	1 流 域 下 水 道 管 理 費	2,929,024
	2 流 域 下 水 道 建 設 費	4,547,970
2 公 債 費		1,818,613
	1 公 債 費	1,818,613
歳 出	合 計	9,295,607

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度、 額
流域下水道建設事業	平成19年度から平成21年度まで	2,904,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	千円 941,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成 19 年度岩手県港湾整備事業特別会計予算

平成 19 年度岩手県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,116,360 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 168,504
	1 使用料	168,504
2 財産収入		1
	1 財産売却収入	1
3 繰入金		1,872,853
	1 一般会計繰入金	1,872,853
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
6 県債		2,075,000
	1 県債	2,075,000
歳 入	合 計	4,116,360

歲 出

款	項	金 額
1 事 業 費		千円 72,738
	1 港 灣 施 設 整 備 費	12,738
	2 工 業 用 地 造 成 費	60,000
2 公 債 費		4,043,622
	1 公 債 費	4,043,622
歲 出 合 計		4,116,360

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備事業	千円 415,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
工業用地造成事業	1,660,000	同上	同上	同上
計	2,075,000			

平成 19 年度岩手県立病院等事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 19 年度岩手県立病院等事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	事 項	業 務 の 予 定 量
1 収益的収入及び支出	1 病 床 数	5,855 床
	2 年 間 延 患 者 数	
	(1) 入 院 患 者 数	1,751,000 人
	(2) 外 来 患 者 数	2,862,000 人
	3 一 日 平 均 患 者 数	
	(1) 入 院 患 者 数	4,787 人
(2) 外 来 患 者 数	11,685 人	
2 資本的収入及び支出	1 病 院 建 築 工 事	
	(1) 花巻厚生・北上病院新築工事	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上5階建 3,003,966 千円
	(2) 中央病院増改築工事	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階建 794,424 千円
	2 医 療 器 械	X線CT組合せ型ポジトロンCT装置等の購入 3,192,429 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病 院 事 業 収 益

97,531,157 千円

第1項	医	業	収	益	84,987,666千円		
第2項	医	業	外	収	益	12,543,491千円	
			支	出			
第1款	病	院	事	業	費	用	97,916,278千円
第1項	医	業	費	用			92,284,586千円
第2項	医	業	外	費	用		5,626,692千円
第3項	予	備	費				5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,242,545千円は、過年度分損益勘定留保資金4,242,545千円で補てんするものとする。)

			収	入			
第1款	資	本	的	収	入	12,511,144千円	
第1項	企	業	債			8,289,000千円	
第2項	出	資	金			1,190千円	
第3項	負	担	金			4,220,954千円	
			支	出			
第1款	資	本	的	支	出	16,753,689千円	
第1項	建	設	改	良	費	8,488,644千円	
第2項	企	業	債	償	還	金	7,499,706千円
第3項	投		資			329,716千円	
第4項	開	発	費			435,623千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
中央病院増改築工事	平成19年度から平成22年度まで	4,466,682千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建築及び医療器械整備	千円 8,289,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、17,300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 52,140,835千円
- (2) 交際費 2,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、25,257,119千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	(種類)	(名称)	(数量)
取得する資産	医療器械	X線CT組合せ型ポジトロンCT装置	1台
	同上	循環器用X線透視診断装置	1台
	同上	超電導磁石式全身用MR装置	2台

医 療 器 械

全身用X線CT診断装置

5台

平成 19 年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 19 年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

年間販売目標電力量

胆 沢 第 二 発 電 所	23,384,000 キロワットアワー
岩 洞 発 電 所	142,442,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	124,297,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	68,368,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	56,956,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,527,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	40,175,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	9,169,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,221,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	7,358,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	4,737,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	11,849,000 キロワットアワー
計	510,483,000 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電 気 事 業 収 益	4,544,340 千円
第1項 営 業 収 益	4,152,686 千円
第2項 財 務 収 益	185,515 千円
第3項 附 帯 事 業 収 益	192,789 千円
第4項 事 業 外 収 益	13,350 千円

支 出

第1款 電 気 事 業 費 用	4,115,090 千円
第1項 営 業 費 用	3,599,092 千円
第2項 財 務 費 用	268,438 千円
第3項 附 帯 事 業 費 用	169,217 千円
第4項 事 業 外 費 用	73,343 千円
第5項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額（資金運用に係る投資償還収入1,000,000千円及び投資1,002,000千円を除く。）に対し不足する額2,438,643千円は、過年度分損益勘定留保資金2,229,735千円、減債積立金102,189千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金40,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,719千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	1,898,650 千円
第1項 補 助 金	17,392 千円
第2項 負 担 金	118,068 千円
第3項 長 期 貸 付 金 償 還 金	763,190 千円
第4項 投 資 償 還 収 入	1,000,000 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	4,339,293 千円
第1項 改 良 費	1,435,467 千円

第2項	電 源 開 発 費	78,688 千円
第3項	企 業 債 償 還 金	565,985 千円
第4項	長 期 貸 付 金	1,212,153 千円
第5項	投 資	1,002,000 千円
第6項	繰 出 金	40,000 千円
第7項	予 備 費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
仙人発電所取水口管理用 道路建設工事	平成19年度から平成21年度まで	672,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と附帯事業費用
- (2) 営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 1,161,836 千円 |
| (2) 交 際 費 | 435 千円 |

平成 19 年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 19 年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

北上工業団地地内及び岩手中部（金ヶ崎）工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給 水 事 業 所 数	18 事 業 所
年 間 総 給 水 量	15,459,840 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	7,283,400 立方メートル
一 日 平 均 給 水 量	42,240 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	19,900 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 収 益	1,072,387 千円
第 1 項 営 業 収 益	1,071,539 千円
第 2 項 財 務 収 益	53 千円
第 3 項 事 業 外 収 益	795 千円

支 出

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 費 用	1,034,570 千円
第 1 項 営 業 費 用	803,578 千円
第 2 項 財 務 費 用	207,510 千円

第3項 事業外費用	22,982千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額359,679千円は、当年度分損益勘定留保資金346,884千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,795千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	966,227千円
第1項 企業債	671,900千円
第2項 出資金	112,153千円
第3項 他会計からの長期借入金	112,153千円
第4項 雑収入	70,021千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,325,906千円
第1項 改良費	194,174千円
第2項 企業債償還金	869,681千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	182,051千円
第4項 予備費	80,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業及び借換債	671,900千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、225,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 95,581千円 |
| (2) 交 際 費 | 50千円 |